令和８年度

建災委第４号

# 災害復旧事業測量設計業務委託（準用河川　田ノ沢川）

# 特　記　仕　様　書

令和８年１０月

北秋田市建設部建設課

## １．共通仕様書の適用

本業務の施行にあたっては、秋田県設計業務等共通仕様書（令和８年１０月１日以降適用）（以下「共通仕様書」という）に基づき実施しなければならない。

## ２．共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

# 第１章　総則

### 第１条　適用

本特記仕様書は、「災害復旧事業測量設計業務委託（準用河川　田ノ沢川）」（以下、「本業務」という）に適用する。

### 第２条　目的

本業務は、８月２７日～２８日の豪雨による出水に伴う北秋田市管理河川における被災箇所の路線測量、護岸詳細設計を行い、地形図、現地踏査結果、設計条件等に基づき、設計図書を作成することを目的とする。

### 第３条　打合せ等

業務着手時、中間打合せ２回、業務完了時の計４回を予定しているが、調査職員・担当技術者の協議により、必要に応じて回数を増減することとする。なお、業務着手時及び業務完了時には、管理技術者が立会うものとする。打合せ時期については、調査職員の指示する日または担当技術者が必要とする日に行うものとする。

### 第４条　業務計画書

仕様書に定める業務計画書は、別に定める業務計画書作成要領により作成するものとし、第１回打合せ後、速やかに提出するものとする。

### 第５条　資料の貸与

業務に必要な資料のうち、下記のものについては受注者からの申し出により発注者が貸与する。

（１）その他、本業務実施に必要な資料については別途協議のうえ貸与する。

### 第６条　履行期間

本業務の履行期間は、契約書記載のとおりとする。ただし、発注時期等の理由により下記期限までに設計図書を作成し提出するものとする。また、調査職員より請求があった場合は、当該時点までの成果を随時提出するものとする。

【納品期限】令和 8 年 11 月 30 日（月）

### 第７条　疑義

本特記仕様書及び共通仕様書に定めない項目、または疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

## 第２章　業務内容

### 第１条　業務内容

本業務の具体的な業務内容は、以下のとおりとする。

①業務に必要な現地測量、路線測量を実施する。

②測量結果に基づき、各種指針等の選定フローにより復旧工法の選定・検討を行う。

③図面を作成し、積算に必要な数量を算出して、数量計算書及び集計表を作成する。

### 第２条　業務路河川

（１）準用河川　田ノ沢川（その 1）

（２）準用河川　田ノ沢川（その 2）

### 第３条　基準点測量

| | |
|---|---|
| （１）４級基準点測量 | Ｎ＝4 点 |

### 第４条　地形測量

| | |
|---|---|
| （１）現地測量（作業計画） | Ｎ＝1 業務 |
| （２）現地測量（1/500） | Ａ＝0.001km2（準用河川　田ノ沢川（その 1）） |
| （３）現地測量（1/500） | Ａ＝0.001km2（準用河川　田ノ沢川（その 2）） |

### 第５条　路線測量

| | |
|---|---|
| （１）作業計画 | Ｎ＝1 業務 |
| （２）現地踏査 | Ｌ＝0.06km（準用河川　田ノ沢川（その 1）） |
| （３）中心線測量 | Ｌ＝0.06km（準用河川　田ノ沢川（その 1）） |
| （４）仮ＢＭ設置測量 | Ｌ＝0.06km（準用河川　田ノ沢川（その 1）） |
| （５）縦断測量 | Ｌ＝0.06km（準用河川　田ノ沢川（その 1）） |
| （６）横断測量 | Ｌ＝0.06km（準用河川　田ノ沢川（その 1）） |
| （７）現地踏査 | Ｌ＝0.05km（準用河川　田ノ沢川（その 2）） |
| （８）中心線測量 | Ｌ＝0.05km（準用河川　田ノ沢川（その 2）） |
| （９）仮ＢＭ設置測量 | Ｌ＝0.05km（準用河川　田ノ沢川（その 2）） |
| (10) 縦断測量 | Ｌ＝0.05km（準用河川　田ノ沢川（その 2）） |
| (11) 横断測量 | Ｌ＝0.05km（準用河川　田ノ沢川（その 2）） |

### 第６条　護岸詳細設計

| | |
|---|---|
| （１）護岸詳細設計(片側) | Ｌ＝15m（準用河川　田ノ沢川（その 1）） |
| （２）護岸詳細設計(片側) | Ｌ＝10m（準用河川　田ノ沢川（その 2）） |

## 第３章　成果品

### 第１条　成果品の提出

成果品は、報告書、図面データ（ＣＡＤ）、数量計算書を資料一式とし、製本１部と「測量成果電子納品要領(案)」に基づいて作成した電子データをＣＤ－Ｒで正・副２部提出すること。また、上記要領(案)で特に記載がない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員と協議のうえ電子化の是非を決定する。なお、「紙」のみによる提出は調査職員と協議のうえ決定する。

### 第２条　業務委託成果品の電子納品に関わる費用

成果品の納品に関わる費用については、従来通りの扱いとし、歩掛等の増減は行わない。

令和８年度

建災委第４号

災害復旧事業測量設計業務委託（準用河川　田ノ沢川）

# 現　場　説　明　書

（ 条 件 明 示 ）

令和８年１０月

北秋田市建設部建設課

## １．現場説明事項（条件明示）

（１）業務全般

本業務における業務条件について、明示されなかった新たな事項が発生した場合は別途協議することとします。

（２）仕様書

本業務における仕様書とは、秋田県設計業務等共通仕様書（令和８年１０月１日以降適用）及び本業務特記仕様書をいいます。

## ２．参考図書

設計図書の他に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではありません。

## ３．積算基準

委託費の積算は、以下の積算基準に基づき実施しています。

・秋田県設計業務等標準積算基準書及び参考資料（令和８年１０月以降適用）

## ４．積算条件

本設計書は下記条件にて積算しています。

（１）基準点測量

基準点測量の変化率区分は、丘陵地－原野とし、永久標識設置なし、伐採含まないとしています。

（２）地形測量

地形測量の変化率区分は、丘陵地－原野とし、S=1/500 としています。

（３）路線測量

路線測量の変化率区分は、丘陵地－原野とし、交通量 0～1,000 台未満/12 時間、曲線数 0、測量幅 45m 未満、測点間隔 10m としています。

（４）護岸詳細設計

護岸詳細設計は、全箇所とも片側、一般地盤、測点間隔 20m～25m、一般地区としています。

（５）旅費交通費

旅費交通費は「秋田県設計業務等標準積算基準書（参考資料）（令和８年１０月以降適用）」第１編第２章第１節１－３－１「旅費交通費の率を用いた積算」に基づき積算しています。